

千葉県庁エコオフィスプラン

～ 千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編（第3次）～

千 葉 県

(目次)

1	基本的事項	1
1. 1	策定の趣旨	
1. 2	計画の目的	
1. 3	計画の期間	
1. 4	計画の基準年度	
1. 5	計画の対象	
1. 6	温室効果ガスの算定方法	
2	温室効果ガスの排出量等の現況	3
3	目標及び基本方針	4
3. 1	温室効果ガス削減の目標	
3. 2	温室効果ガス排出量削減のための基本方針	
4	取組	4
4. 1	重点的な取組	
4. 2	その他	
5	推進と点検・評価	6
5. 1	計画の推進の考え方	
5. 2	計画の推進体制	
5. 3	計画の点検、評価	
5. 4	実施状況の公表	
(参考)	第2次計画の評価	8

1 基本的事項

1.1 策定の趣旨

本計画は、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、県自らの事務・事業に係る地球温暖化防止に関する取組について、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第20条の3に規定する実行計画として策定するものです。

なお、本計画は、「千葉県環境基本計画」に基づく地球環境保全に関する県自らの率先行動計画としても位置付けられるものです。

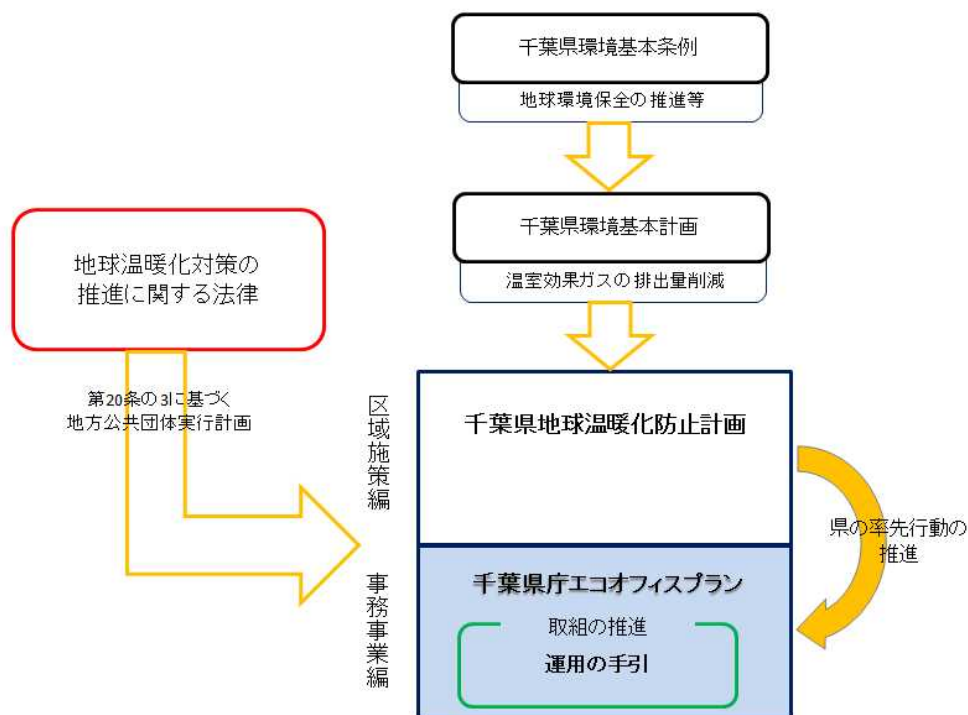
1.2 計画の目的

県では、「千葉県地球温暖化防止計画」(平成12年策定、平成18年6月改訂)に基づき、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止の取組を推進しています。

中でも、県は職員数や事業量などから見て、県内において有数の経済主体であり、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減することが必要です。また、地域の事業者等に環境保全活動を促す行政としての立場から、率先して環境に配慮した取組を実践することが求められています。

そこで、県では、平成14(2002)年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、計画の目標期間の終了に伴い「千葉県庁エコオフィスパラン～千葉県地球温暖化防止計画(第2次)～」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行し、推進に努めてきたところです。

このたび、これまでの実績を踏まえて、「千葉県庁エコオフィスパラン～千葉県地球温暖化防止計画事務事業編(第3次)～」を策定し、引き続き取組の推進に努めます。



1.3 計画の期間

平成25(2013)年度から平成32(2020)年度の8年間とします。

1.4 計画の基準年度

第2次計画の最終年度である平成22(2010)年度を基準年度とします。

1.5 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、次の温室効果ガスを対象とします。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	21
一酸化二窒素(N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,300 (HFC-134a)

※地球温暖化係数：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものを示す。

パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)については、排出実態の把握が困難なため除外します。

(2) 対象範囲

本計画は、次のとおり県の全ての機関を対象とします。

〈対象機関〉

知事部局、出納局、水道局、企業庁、病院局、議会事務局、教育庁(県立学校を含む)、警察本部(警察署を含む)、各種委員会

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)の改正に伴い、県※は法に基づく「特定事業者」に指定されたことを踏まえ、対象範囲を法に定められた地方公共団体のエネルギー管理の範囲に拡大することとし、第2次計画で対象外としていた指定管理者制度導入施設等についても、温室効果ガス排出量算定に含めるものとします。ただし、民間事業者等に委託等により実施する公共工事等については、排出量算定の対象外とします。

なお、警察車両の使用等の警察業務の一部については、それらの業務の特性を考慮し、排出算定に含めないものとします。

※知事部局、水道局、企業庁、病院局、教育庁及び警察本部がそれぞれ特定事業者指定されている。

1.6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、基準年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 22 年 3 月 3 日政令第 20 号）等により定められた排出係数を継続して使用します。

ただし、電気の使用に伴う排出係数については、基準年度の排出量算定に使用した一般電気事業者の排出係数を継続して使用することとします。

2 温室効果ガスの排出量等の現況

基準年度（平成 22 年度）における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は 375,576 t（二酸化炭素換算）です。

排出ガス別の割合は、二酸化炭素が 78.3%、一酸化二窒素が 19.5%、メタンが 2.2%と、主にエネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素が最も多く占めております。（図 1 参照）

二酸化炭素の排出は、庁舎等のエネルギー使用によるものが大部分を占めており、今後とも省エネルギーに取り組んでいく必要があります。

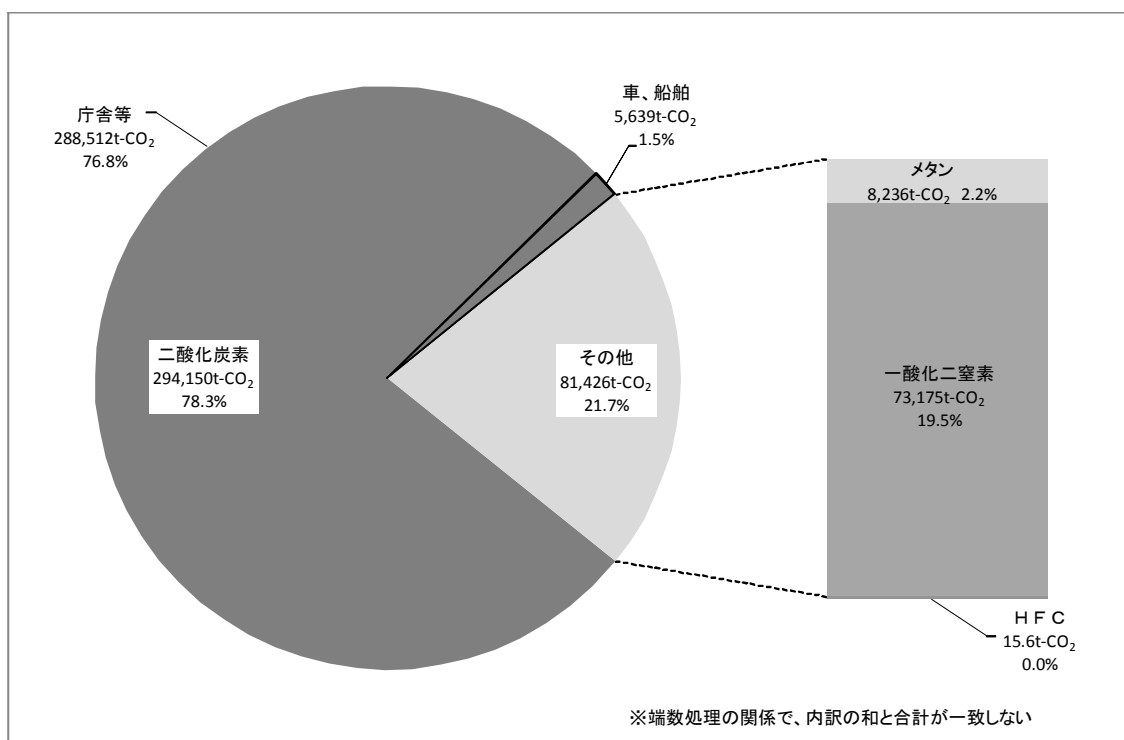


図 1 温室効果ガス排出量の内訳（基準年度）

また、庁舎等から排出される二酸化炭素をエネルギー種別に見ると、電気の使用に伴う排出量が約 85%と最も多く、次いで都市ガス、A重油が多くなっています。（図 2 参照）

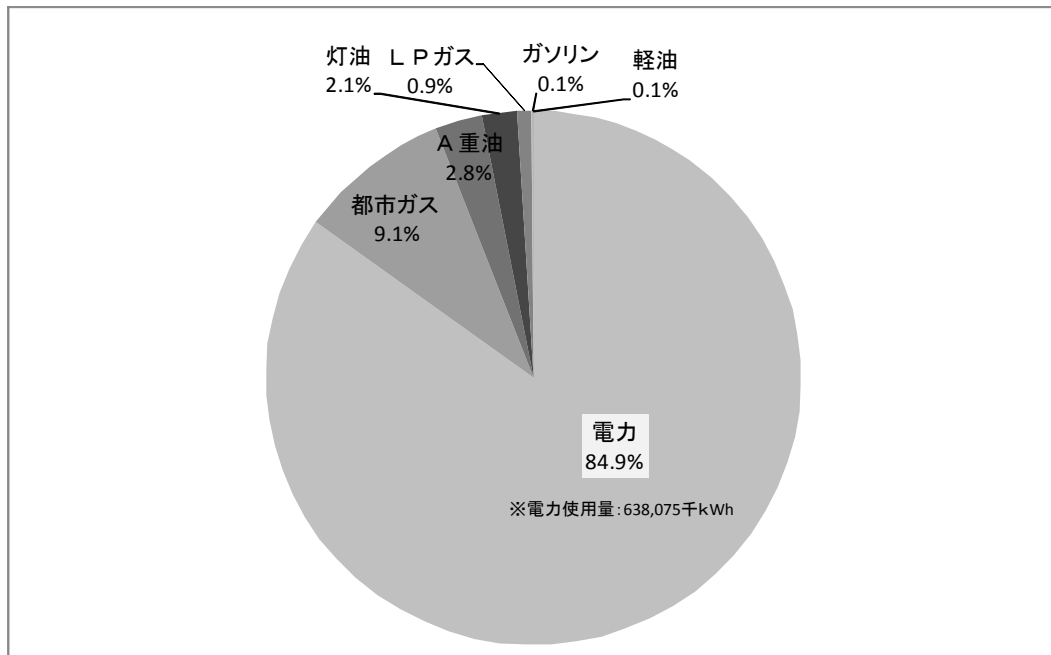


図2 庁舎等使用エネルギー種別二酸化炭素排出量（基準年度）

3 目標及び基本方針

3.1 温室効果ガス削減の目標

県の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量を、平成22(2010)年度(294,150t)に比べ、平成32(2020)年度までに8%の削減を目指します。

※削減目標の設定は、最も排出量が多く、エネルギーの使用と直結する二酸化炭素のみとしますが、他の温室効果ガスについても、活動量を把握し、毎年度算定するとともに、削減のため努力することとします。

3.2 温室効果ガス排出削減のための基本方針

- (1) オフィス活動において、省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底に取り組み、環境負荷のより一層の低減に努めます。
- (2) 職員の環境に対する意識の一層の向上を図り、各所属の自主的取組を軸として千葉県全体で取り組みます。
- (3) PDCAサイクルによる継続的な改善に努めるとともに、本計画は必要に応じて見直しを図ります。

4 取組

4.1 重点的な取組

県自らの活動に伴う環境負荷を低減させるため、次の取組を重点的に推進します。

I エネルギーの削減

①庁舎等エネルギー使用量の削減

(全所属)

- ・照明の適正な使用
- ・OA機器等の適正な使用
- ・冷暖房の適正な使用
- ・エレベータの適正な利用

(庁舎を管理する所属等)

- ・省エネ法の遵守
- ・効率的な設備の運転
- ・効率的な設備の導入
- ・OA機器等の適正な導入と運用
- ・冷暖房器具の適正な管理
- ・各所属の適切な指導等
- ・計画、設計時の配慮
- ・新エネルギーの導入推進
- ・E S C O事業導入の検討
- ・省エネルギー診断の活用

②公用車等エネルギー使用量の削減

- ・エコドライブに努める。
- ・公用車の定期的な点検・整備、タイヤの空気圧などの適正管理に努める。
- ・公共交通機関の利用に努める。

II 省資源の推進

①用紙使用量の削減

- ・用紙類の合理的使用に努める。
- ・印刷部数の適正化を図る。

②環境配慮物品調達の推進

- ・毎年度、「環境配慮物品調達方針」を策定し、環境負荷の少ない物品の購入を推進する。
- ・公用車の購入に当たっては、環境にやさしい自動車（県の環境配慮物品調達方針で定める自動車：低燃費かつ低排出ガス車）の購入に努める。また、環境配慮物品調達方針で規定する自動車がない特殊自動車等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものの購入に努める。

③水使用量の削減

- ・節水機器の導入と設備の適正管理に努める。

- ・ 日常的な節水を励行する。

④ 廃棄物の減量化・再資源化

- ・ 分別収集を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
- ・ 用紙類の合理的使用に努める。
- ・ 製品購入時には、必要最小限を購入するとともに、長期使用に努める。

4.2 その他

次の取組についても推進に努めます。

- ・ 公共事業における環境配慮
- ・ 県有施設の緑化の推進

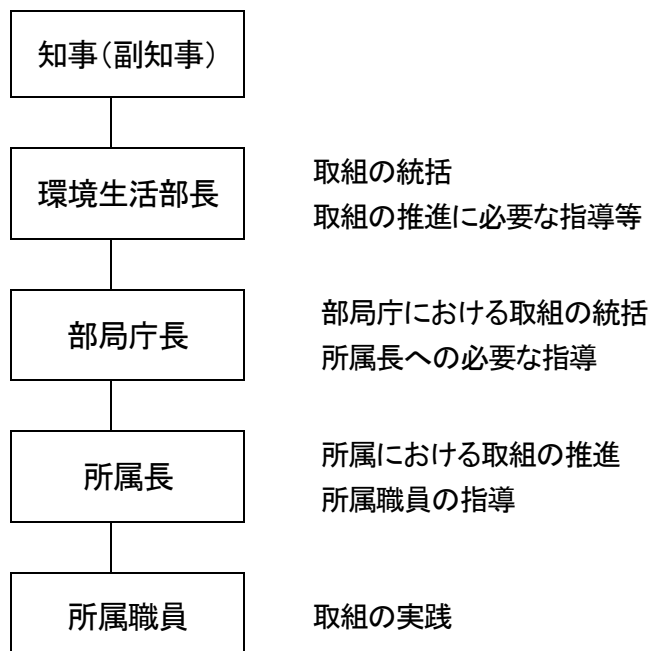
5 推進と点検・評価

5.1 計画の推進の考え方

本計画は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクル（Plan＝計画、Do＝実施・運用、Check＝点検、Act＝見直し）を基本として取組の推進及び点検・評価を行い、計画の推進を図ります。

5.2 計画の推進体制

本計画の推進体制は、次のとおりとします。



なお、取組の推進に当たり必要な事項については「千葉県庁エコオフィスプラン運用の手引」に定め、同手引の定めるところにより、研修・訓練や環境監査を実施し、実効性を確保します。

5.3 計画の点検、評価

毎年度、活動量を調査し、事務事業に伴い排出される温室効果ガスの算定を行い、目標の進捗状況を把握します。

また、必要に応じ、計画の見直しを行います。

5.4 進捗状況の公表

計画の進捗状況等について、毎年度、ホームページ等で公表します。

(参考) 第2次計画の評価

1 第2次計画の概要

○計画の期間：平成19年度から22年度までの4年間

○計画の基準年度：平成12年度

○目標

・温室効果ガス削減の目標

温室効果ガス排出量を12年度（二酸化炭素換算量 195,254 t）に比べ、22年度までに8%削減する。

・項目別の削減目標

項目	目標
電気使用量	電気使用量を5%削減する。
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等の燃料使用量を15%削減する。
公用車燃料使用量	公用車燃料（ガソリン・軽油）の使用量を15%削減する。

2 第2次計画の達成状況

平成22年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は170,663 t（二酸化炭素換算）であり、基準年度（平成12年度）の排出量より12.6%削減となり、目標である基準年度比8%削減を達成しています。

なお、エネルギー種別の削減状況は、電気が6.0%削減、庁舎等燃料28.9%削減、公用車燃料（ガソリン・軽油）が24.1%削減となりました。

<温室効果ガスの排出状況>

●全体の排出状況及び削減率

(単位 t-CO₂)

基準年度 (平成12年度)	平成22年度	削減率	第2次計画 目標
195,254	170,663	12.6%削減	8%削減

●エネルギー種別排出状況及び削減率

(単位 t-CO₂)

年度 エネルギー種別	基準年度 (平成12年度)	平成 22年度	削減率
電気使用	138,485	130,211	-6.0%
庁舎等燃料使用	42,377	30,118	-28.9%
公用車燃料使用	3,753	2,849	-24.1%
その他(船舶・農耕地等)	10,639	7,485	-29.6%

※第2次計画の基準年度である平成12年度に定められていた排出係数を使用して算定しています。

なお、第2次計画では、警察業務の一部のほか、下水道施設、指定管理者制度導入施設等を算定から除いています。

「千葉県庁エコオフィスプラン」の作成及び修正の経過

平成25年3月29日 作成

平成26年5月20日 修正